

令和4年6月8日招集

令和4年 棚倉町議会定例会6月会議提出議案町長説明要旨

本日ここに、令和4年棚倉町議会定例会6月会議の開催にあたり、提出議案の説明に先立ち、町政の現況について御報告申し上げます。

まず、今月5日に実施しました全町一斉クリーンアップ作戦につきましては、早朝より多くの町民の皆様の御協力を賜り、道路を中心に町内全域の清掃を実施することができました。環境美化に対する町民の皆様の御理解と御協力に改めて感謝と御礼を申し上げます。

次に、3月16日に発生しました福島県沖を震源とする地震の被害状況についてであります。5月末現在の被害状況につきましては、町有施設関係が7件、一般住宅等の罹災件数が72棟、その他の被害届が4件となっており、町有施設関係では、本庁舎3階議場の天井の一部が落下したのをはじめ、西中居住宅、愛宕平住宅、社川幼稚園、棚倉小学校及び棚倉中学校において、屋根や柱など建物の一部が損壊し、文化センターでは舞台設備が損傷したほか、棚倉城跡西側の石垣崩落箇所が拡大する被害などがありました。被害を受けられた皆様に心から御見舞いを申し上げますとともに、被害を受けた町有施設等につきましては、被害状況に合わせて、復旧方法等を検討したうえで適切に対応してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。県内における新規陽性者は、5月中旬ごろから減少傾向にあります。4月以降新規陽性者に占める子どもの割合が高い状態が続いていることから、県は基本対策の継続と併せて、6月12日まで「子どもの感染拡大防止重点対策」を講じているところであります。

本町におきましても、5月以降、子どもを中心に感染者の増加がみられ、家庭内での感染も広がったことから、保育園、幼稚園及び小中学校での感染拡大を防ぐため、家庭及び学校等での体調確認や感染防止対策を徹底するよう注意喚起をしてまいりました。

現在の新型コロナウイルスは、感染力の強いオミクロン株BA2系統への置き換わりが進んでおり、今後も短期間での感染拡大が懸念されますので、町民の皆様には引き続き、基本的な感染防止対策を徹底していただきますよう、なお一層の御協力をお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種状況についてであります。2回目接種完了後6か月を経過した方を対象に2月から3回目のワクチン接種を実施しており、5月末

現在の対象者に対する接種率は、65歳以上が97.5%、12歳以上65歳未満が86.2%となっております。また、5歳以上12歳未満の小児接種につきましては、接種を希望する小児に対し、4月から実施しており、接種率は1回目が34.2%、2回目が26.3%であります。

なお、4回目のワクチン接種につきましては、国の方針に基づき、3回目接種から5か月以上経過した方のうち、60歳以上及び18歳から60歳未満で基礎疾患を有する方などが対象となっており、6月下旬に接種券を発送し、7月中旬から接種を開始してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策支援事業についてであります。コロナ禍において原油高や物価高騰等の影響による町民の皆様の負担増を少しでも軽減できるよう、今年度につきましても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、8月から12月までの期間、町内の飲食店や店舗及び事業所などで使用できる町民1人あたり1万円分の「たなぐら応援クーポン券」を発行し、町内の消費喚起を促しながら、地域経済の支援を図ってまいります。

次に、山本キャンプ場についてであります。昨年度、第1キャンプ場に炊事施設及びコインシャワー設備を整備し、4月から供用開始をしたところ、コロナ禍におけるキャンプブームも相まって、多くの利用者に大変好評を得ている状況にあります。引き続き、山本キャンプ場をはじめ各施設において、利用者の期待に応える施設の整備を推進し、観光誘客の更なる増加に努めてまいります。

次に、学びのあり方検討委員会についてであります。令和2年11月に委員会が設置されて以降6回にわたり、本町の小・中学校における学びのあり方について検討が重ねられてまいりましたが、今年3月にその検討内容を取りまとめた意見書が町教育委員会に提出されたところであります。

概略を申し上げますと「学び」については、一貫したキャリア教育の推進、2学期制について継続的な検証の継続及びだれ一人取り残すことのない子どもの学びの支援の三点であります。「学校の適正配置」については、学校選択制、学級数3以下の学校の統合、統合小学校の設立及び小・中一貫となる義務教育学校の設置の四点についての検討開始の準備であります。

この意見書につきましては、各学校運営協議会において内容を説明するとともに、町ホームページに掲載して保護者等に広く周知を図りながら、意見書に基づいた学校運営や教育活動のあり方について、関係する皆様をはじめ関係団体に対して御理解と御協力を求め検討を進めてまいります。

次に、各社会教育施設の利用状況についてであります。これまでも新型コロナ

ウイルス感染症の感染防止対策をとりながら、各種団体や個人の方々に利用していただいておりますが、今後も感染防止対策を緩めることなく、利用しやすい社会教育施設としての環境整備に努めてまいります。

また、文化センター及び図書館での催し物並びに総合体育館及び運動広場でのスポーツイベント等についても、来場者や主催者に感染防止対策を徹底するよう注意喚起しながら、施設の利用促進に努めてまいります。

次に、令和3年度の決算概況について申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大が日常生活や経済活動に大きく影響する中、困難に直面する地域経済の支援対策として、全町民を対象とした町内限定のクーポン券の発行や中小事業者及び個人事業者を対象とした緊急経済対策支援事業など、町独自の事業を実施したほか、社会資本整備総合交付金事業、森林再生事業など国・県の補助事業に積極的に取り組み、概ね所期の目的は達成できたものと考えております。

その結果、一般会計では、約77億4千866万円の歳出決算となりました。

また、国民健康保険特別会計では、約13億7千546万円の歳出決算となり、上水道事業会計では、収益的収支で約3千636万円の純利益となったほか、その他の特別会計につきましても、それぞれ会計目的に沿った事業を適切に執行することができました。

さて、本定例会に提出いたします議案は、専決処分の報告4件、令和3年度繰越明許費繰越しの報告2件、令和3年度事故繰越しの報告1件、条例の一部改正に関する議案1件、令和4年度一般会計及び特別会計並びに事業会計補正予算に関する議案3件の総数11件であり、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分の報告についてであります。その内容は、令和3年度棚倉町一般会計補正予算であり、事務事業等が確定したことに伴う増額補正であります。歳入につきましては、地方消費税交付金、法人事業税交付金及び地方交付税等の増額補正であり、歳出につきましては、総務費、民生費等を減額補正したものであります。

次に、報告第3号 専決処分の報告についてであります。その内容は、令和3年度棚倉町後期高齢者医療特別会計補正予算であり、保険料収入の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金が増えたことによる増額補正であります。

次に、報告第4号 専決処分の報告についてであります。その内容は、令和3年度棚倉町簡易水道事業特別会計補正予算であり、事務事業の確定に伴う減額補正

であります。

次に、報告第5号 専決処分の報告についてであります。その内容は、棚倉町税条例等の一部を改正する条例であり、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、町民税の住宅借入金等特別税額控除の特例の延長など、税条例についても所要の改正をしたものであります。

次に、報告第6号 令和3年度棚倉町繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和3年度一般会計予算において、繰越明許費として設定いたしました戸籍住民基本台帳費をはじめとした7件について、事業費8千902万5千円を4年度へ繰り越したことにより、報告するものであります。

次に、報告第7号 令和3年度棚倉町繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和3年度農業集落排水事業特別会計予算において、繰越明許費として設定いたしました農業集落排水事業費について、事業費8千638万5千円を4年度へ繰り越したことにより、報告するものであります。

次に、報告第8号 令和3年度棚倉町事故繰越しの報告についてであります。令和3年度一般会計予算において、庁舎維持費及び補助農業用施設災害復旧費について、建設資材及び労務調達等が困難であったため、2件の事業費合計で3千772万5千円を4年度へ繰り越したことにより、報告するものであります。

次に、議案第28号 棚倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。主な内容は、地方税法施行令の一部改正に伴う課税限度額の改正及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴う未就学児の均等割額の軽減規定の創設、また、前年分所得の確定に伴う本算定に基づき、税率及び税額並びに低所得者の応益分軽減税額等について、それぞれ改正しようとするものであります。

なお、これらにつきましては、国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、5月20日付けで改正原案に異議のない旨の答申を得ておりますので御報告を申し上げます。

次に、議案第29号 令和4年度棚倉町一般会計補正予算についてであります。歳入につきましては、主な内容は、国庫支出金、繰越金及び町債等の増額補正であり、歳出につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策支援事業及び庁舎災害復旧事業などの増額補正であり、いずれも緊急性の高い事務事業について補正をしようとするものであります。

次に、議案第30号 令和4年度棚倉町国民健康保険特別会計補正予算についてありますが、主な内容は、歳入につきましては、本算定に伴う国民健康保険税の減額補正であり、歳出につきましては、国民健康保険事業費納付金の納付額の確定に伴う減額補正であります。

次に、議案第31号 令和4年度棚倉町上水道事業会計補正予算についてありますが、主な内容は、歳入につきましては、企業債及び国庫補助金の増額補正であり、歳出につきましては、上水道施設改良更新事業設計業務委託料の増額補正であります。

以上が本定例会に提出いたします議案の概要であります。提出議案以外に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資しております白河地方土地開発公社、株式会社ルネサンス棚倉及び一般財団法人棚倉町活性化協会の経営状況について提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、議案の詳細につきましては、それぞれ主管課長より説明させますので、慎重御審議の上御議決賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明といたします。